

## 町政を問う！



平野和生議員

### 箱わなに対する助成を

**問** イノシシの捕獲に関して は、くくりわなのワイヤー、箱 わな等の無償貸与など、手厚い助成を行 っていたいただき感謝し ている。

イノシシの駆除を 行っている人の中 には、ワイヤー等によ りくくりわなを得意 とする人や、箱わな を得意とする人がい る。

箱わなは、一人に つき1基だけの貸与 になっているが、上 限を決めて、2基目 以上作りたい人に補



助金の交付をお願いしたい。

**答** 箱わなによるイノシシの捕 獲数は、平成30年度2,252 頭の内、2割の450頭を占め るようになり、数年前と比べ大 幅に増加している。

大島郡猟友会の会員もここ数 年は増加傾向にあり、特に新規 農業就業者等の若い世代の会員 の増加が見受けられ、現在は 129名となっている。

町の箱わなの所有数は、本年 12月1日現在87基であり、81基 が貸出し中であるが、自己負担 でわなを購入設置している会員 もいるのが現状である。

このような意欲を持った会員 のためにも、自己負担による箱 わな購入における補助も必要で はないかと考えており、今後、 大島郡猟友会や関係部署とも協 議しながら、捕獲資材全般にお ける助成について、見直し検討 していきたいと思っている。

### 喫煙ルームの設置を

**問** 数カ月前くらいから、庁舎 においては喫煙場所が極端に少 なくなりました。

庁舎の中か外に、最低1カ所、 雨がしのげる場所に喫煙ルーム を設置するよう望む。

**答** 先ず、役場庁舎等における 喫煙場所の設置に関しては、平 成30年7月に交付された、健康 増進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第78号)により、 学校、児童福祉施設、病院・診

療所、行政機関の庁舎等につい ては、2019年(令和元年)7 月から、敷地内禁煙とすること が義務付けられているところだ ある。

ただし、屋外で受動喫煙を防 止するために必要な措置がとら れた場所であれば、例外的に喫 煙場所を設置することが出来る こととされているが、本町にお いては「健康づくり」を重点政 策の一つに掲げ、「第2期周防 大島町健康増進計画」に基づき、 様々な施策を実施していること から、庁舎の中での喫煙はもと より、屋外に喫煙ルームを設置 することについては適切ではな いと考える。

